



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年2月6日火曜日 第2947号

◇ 目 次 ◇ 告 示

道路の区域変更（県道西土佐松野線）.....（南予地方局管理課）.....61

雑 報

（仮称）西予梶原風力発電事業に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について.....（環境政策課）.....61

告 示

○愛媛県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年2月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒128番地先から 同大字目黒300番2まで	旧	メートル 3.1~25.0	キロメートル 0.837	
		北宇和郡松野町大字目黒128番地先から 同大字目黒300番2まで 及び 北宇和郡松野町大字目黒128番から 同大字目黒300番1まで	新	3.1~25.0 及び 8.2~49.6	0.837 及び 0.781	

雑 報

○公 告

（仮称）西予梶原風力発電事業に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第3条の3第1項の規定により、次の対象事業について計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第13条の規定により、次のとおり公告し、配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）を縦覧に供する。

なお、この配慮書等について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成30年2月6日

電源開発株式会社

取締役社長 渡部 肇 史

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 電源開発株式会社
- (2) 代表者 取締役社長 渡部 肇史
- (3) 所在地 東京都中央区銀座6丁目15番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 （仮称）西予梶原風力発電事業
- (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業（陸上）
- (3) 規 模 最大180,000キロワット程度

3 対象事業の実施想定区域

愛媛県西予市及び高知県高岡郡梶原町 他

4 配慮書等の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 愛媛県県民環境部環境局環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目4番地2）
西予市役所産業建設部経済振興課（愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1）
西予市役所城川支所産業建設課（愛媛県西予市城川町下相945番地）
西予市役所野村支所産業建設課（愛媛県西予市野村町野村12号619番地）
鬼北町役場環境保全課（愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1）
鬼北町役場日吉支所（愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山463番地）
大洲市役所市民福祉部市民生活課（愛媛県大洲市大洲690番地の1）
大洲市役所肱川支所地域振興課（愛媛県大洲市肱川町山鳥坂74番地）
大洲市役所河辺支所地域振興課（愛媛県大洲市河辺町植松548番地）
- (2) 縦覧期間 平成30年2月6日（火）から平成30年3月8日

(木)まで

(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」
に規定する休日及び閉庁日は除く)

- (3) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)
なお、配慮書等の電子版は当社ホームページにお
いて、平成30年2月6日(火)から平成30年3月8
日(木)まで閲覧いただけます。

5 配慮書等についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書
に記載すべき事項

- (1) 提出期限 平成30年3月8日(木)まで
- (2) 提出先 〒104 8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部 風力
事業推進室 宛
- (3) 提出方法 郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された
意見書箱への投函による
- (4) 意見書に記載すべき事項
- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他
の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である配慮書等に記載された対象事業
の名称
- ウ 配慮書等についての環境の保全の見地からの意見(日本語
により、意見の理由を含めて記載すること。)